

令和6年度第1回札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会 委員からの意見等

議題1 第2次札幌市子どもの貧困対策計画の令和5年度実施状況について

資料 頁	意見等の内容	札幌市の考え	担当課
-	意見ではありませんが、こども基本法、こども大綱、こども家庭庁など、表記が「こども」になってきているので、表記について検討の必要があると思います。	子ども未来局では、こども＝心身の発達の過程にある者を対象とした事業と、子ども＝概ね18歳未満の者を対象とした事業の両方を所管しており、後者は未だ法令上の表記が「子ども」とされている状況にあります。 総合的に勘案し、当面は「子ども」の表記を継続しますが、ご意見については、他の自治体の状況等も注視しながら、継続して検討してまいります。	子) 子どものくらし・若者支援担当課
1-1 P3	<スクールソーシャルワーカー活用事業> 現在、教員経験者を巡回SSWとして派遣しているというのですが、今後は教員経験者以外の方を採用する方向が望ましいと思います。理由は、教員とは異なる視点や専門性を持った方が現場に入ることに、多職種連携の意義があるからです。	札幌市では、令和6年度から、有資格者であるスクールソーシャルワーカーを全ての市立学校に配置し、学校組織の一員として、福祉の専門家としての視点から助言、支援を行える体制を構築したところです。 今後もある資格者の採用を進めていきたいと考えております。	教) 児童生徒担当課
1-1 P4	<スクールカウンセラー活用事業> スクールカウンセラーの活用事業の効果を測定する指標として「いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合」で測定することには妥当性がないと思います（子どもが「身近な人」として思い浮かべるのは、親、教師、友だちであって、そこにSCは含まれていないと考えるからです）。R6年度から時間数を拡張したことから考えても、相談件数や子どもや保護者がSCと関わった時間などを指標とすべきかと思えます。せっかくR6年度から時間数の拡張をしているので、この指標で評価するのはもったいないと思います（「いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合」が本事業の効果を測定する指標ということでないのであれば、勘違いをされていて申しわけありません）。	指標については、本市が毎年実施している「悩みやいじめに関するアンケート調査」において、設問「あなたは、自分がいじめられたら、誰に相談しますか。」に対し、学校の先生、家族、スクールカウンセラーなどの回答をした合計の割合を用いています。回答では、スクールカウンセラーを選択している児童生徒も一定数おります。 各学校においては、子どもが自ら相談する力を育むことを目的として、スクールカウンセラーが中心となってSOSの出し方に関する教育も進めています。誰にも相談しない子どもを減らすため、子どもが不安や悩みを、スクールカウンセラーを含めた身近な人などに相談できるようになることが、長期目標として重要と考えております。 相談件数やSCが関わった時間については、小学校以外の校種での配置時間数の変更がないことから、対応できる時間や人数に限界があるため、現時点で指標として設定するのは難しいと考えております。	教) 児童生徒担当課
1-1 P7	<不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業> 札幌市ではフリースクール等に助成事業などを行っているとは思いますが、併せて、それを利用する家庭（子ども）に対しても、費用の一部負担など検討していただくことはできないでしょうか。公的支援機関や支援の手段が増えることは望ましいのですが、それを利用していない子どもが多数いる現状を考えると、民間の支援団体をより利用しやすくするのも、重要な課題なのではないかと考えます。	フリースクール関連の助成事業については団体（施設）に対する支援を実施している自治体と、家庭（子ども）に対する支援を実施している自治体とがあります。 札幌市では現在のところ、まずは環境（場）が提供されることが大切であることから、運営団体に対して助成を行っているところであり、このことが間接的に保護者負担の軽減にもつながっていると考えています。 フリースクール関連の助成を、国庫補助がない中、札幌市の独自財源のみで拡充することは難しく、国に対しても経済的支援を求めていると考えています。	子) 子どものくらし・若者支援担当課

令和6年度第1回札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会 委員からの意見等

議題1 第2次札幌市子どもの貧困対策計画の令和5年度実施状況について

資料 頁	意見等の内容	札幌市の考え	担当課
1-1 P8	<札幌市帰国・外国人児童生徒の教育支援事業> ここで言われている指導協力者というのは、日本語指導を行う人でしょうか。もちろん、その人材確保も大事ですが、併せて、外国語（特に英語・中国語）で対応可能な指導協力者を派遣していただくことはできないでしょうか。SCにそういう能力を持っている方、専門SCとして確保できることが理想ですが、母国語、あるいは比較的得意な言語で生活への困り事を聞いたり、学校とのコミュニケーションを円滑にする心理的ケアも必要かと思います。例えば、外国人留学生を活用するなど、札幌市の現時点での資源を活用することも可能かと思います。	指導協力者は日本語指導を行う方です。教育委員会では、学校とのコミュニケーションを円滑にするために、指導協力者の派遣に加え、AI通訳機の貸出や翻訳アプリを活用して支援を行ったり、国際プラザによる通訳派遣の仕組みを学校に紹介したりしています。 また、札幌市教育センター教育相談室では、帰国・外国人児童生徒の日本語習得の困りが日本語能力の課題や発達の課題等、何に起因するものかを見立て、適切な支援につなげる教育相談を実施しており、本事業との連携を図っております。	教) 教育課程 担当課
1-1 P4	<母子保健における児童虐待予防強化事業（妊娠SOS事業）> 妊娠葛藤を抱える方の母子手帳の出産後交付数R4 10件、R5 20件、R9(目標値)7件というのは葛藤を抱える妊婦さんのニーズに応えられない目標値ではないか。	R4時点での推計で、出生数に比して出産後交付の割合は急増しており、同率を維持することも非常に意義深いにとらえて設定した目標値でしたが、R5年には想定以上に増加する状況となっております。にんしんSOSほっかいどうサポートセンターをはじめ、各関係機関とともに支援を充実させる必要があると認識しているところです。 その一方で、中絶や初期流産などの方が自身の人生の証として出産後交付を求める方も一定数いらっしゃいます。出産後交付を0にすることは最善の目標と考えておりますが、実際に葛藤を抱える妊婦の自己決定を本人に寄り添いながら支援したいという思いもあり、現実的な数値として設定しましたことをご理解いただければと思います。	子) 母子保健 担当課
1-1 P17	<困難を有する若者への相談支援> 若者支援施設と学習支援・就労支援の他専門機関との更なる機関連携を強く望みます。	札幌市では、子ども・若者支援に携わる関係機関の支援を適切に組み合わせ、効果的・円滑な実施を図るため、保健・福祉・教育・雇用等23の機関で構成する「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を設置し、情報共有や連携した支援を行っているところです。 また、若者支援施設と学習支援団体からなる「さっぽろ学びなおしネットワーク」を構築し、学習支援団体と連携した学習支援（高卒認定試験等の受験支援）も実施しています。 いただいたご意見を踏まえ、今後も一層の連携強化に努めてまいります。	子) 子どもの くらし・若者 支援担当課

令和6年度第1回札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会 委員からの意見等

議題1 第2次札幌市子どもの貧困対策計画の令和5年度実施状況について

資料 頁	意見等の内容	札幌市の考え	担当課
1-2 P8. P22	<困難を抱える若年女性支援事業> 若年女性からのアクセス件数が増加している背景を分析し、支援体制を強化していただきたい。	本事業では、様々な困難を抱えながらも地域や行政とのつながりのない若年女性を対象としたアウトリーチ型の支援を行っており、SNSを用いた呼びかけや、ネットパトロール、繁華街の夜回りを実施し、若年女性に支援の情報を届けているところです。 令和5年度実施状況報告中、「本事業に接点を持った若年女性の延べ人数（累計）」は、「SNSパトロールでメッセージを送付したアカウント数」と「繁華街の夜回り中の声掛けの延べ人数」の令和3年度事業開始以降の累計になります（令和4年度までの累計1,890人＋令和5年度総数1,284件（前年度比－425））＝3,174人）。 また、令和5年度に実際に相談等で繋がりを持てた若年女性の実人数は、144件（前年度比－7）となっております。 令和5年度は、SNSパトロールのツールであるXの仕様変更により様々な制限が設けられ、メッセージ送付数も制限されたため、接点を持った若年女性の手数は減少となりましたが、今後もアウトリーチ支援の継続を行うとともに周知方法の検討を行い、支援の必要な若年女性が相談に繋がることが出来るよう、取り組んでまいります。	子) 子ども企画課
1-1 P3	<スクールソーシャルワーカー活用事業> SSWを正規雇用し、各小中高に最低1名以上は設置しないと、核家族化や地域関係の希薄化が進んでいる現代社会においては、潜在化しているニーズに対処することが難しくなっていると思います。大学生の立場として、他の学生の家庭状況を聞いたことがあります。家庭環境に困っている子が数名おり、家庭の問題が潜在化されてしまっている子が多いと感じました。	児童虐待やヤングケアラー等、学校だけでは対応が困難な問題が顕在化しており、福祉の専門的な視点から助言や支援をするスクールソーシャルワーカーの重要性が高まってきていると認識しております。 今年度より札幌市では有資格者であるスクールソーシャルワーカーを全ての市立学校に配置し、学校組織の一員として、定期的に関わることができるようにしたところであります。 引き続き、スクールソーシャルワーカーが子どもや家庭、地域など様々な環境へ働きかけ、関係機関とのネットワークを構築するなど、悩みや困難を抱える子どもが安心感、充実感を得られるよう支援の充実に努めてまいります。	教) 児童生徒担当課
1-1 P3	<妊婦訪問事業> 希望する経妊婦へはどのように周知告知しているのでしょうか？また継続訪問の家庭への支援内容の共有はどのようにされているのでしょうか？	妊婦訪問事業については、妊娠届出時に、初妊婦および経妊婦全員に事業の周知を行い、訪問希望の有無を聞き取っております。 また、継続訪問の家庭への支援内容の共有については、課内のカンファレンス等で共有するほか、必要に応じて、医療機関等の外部関係機関と共有しているところです。	子) 母子保健担当課

令和 6 年度第 1 回札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会 委員からの意見等

議題 1 第 2 次札幌市子どもの貧困対策計画の令和 5 年度実施状況について

資料 頁	意見等の内容	札幌市の考え	担当課
1-1 P7	＜不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業＞ 不登校児へのオンライン支援とは？	令和 5 年度から、教育支援センター宮の沢オンラインコースを試行実施しています。オンライン支援は、自宅の外に出ることは難しいが、自宅という安心できる場所であれば、学習や他者と関わる活動をしてみたいという気持ちになった不登校児童生徒を対象としています。 具体的には、1 人 1 台端末を活用して、学習アプリ（いーぼーどやドリルパーク）などを活用した自学自習や、指導員や仲間と交流する活動などに取り組んでいます。 令和 6 年度からは、より多くの子どもの支援が一度に行えるよう、仮想空間（メタバース）を活用した支援を試行実施しながら子どものニーズ把握を行っているところです。	教）教育相談 担当課
1-1 P13	＜子どもの医療費助成＞ 子どもの医療費助成拡大はありがたいです。ひとり親家庭の親通院、ぎりぎりの世帯がほとんどなので非課税枠を取ってほしい。	ひとり親家庭等医療費助成制度は、ひとり親家庭の経済的負担を緩和する重要な施策の一つであり、札幌市独自の財源により、新たに生計維持者が住民税非課税の場合の親の通院医療費も助成することといたしました。 なお、当該事業は国の責任において全国一律に実施すべきものと認識しており、国に対し、様々な機会をとらえて繰り返し要望を行っているところです。	保）保険企画 課